

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則及び広島県立障害者療育支援センター使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十五号

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則及び広島県立障害者療育

支援センター使用規則の一部を改正する規則

(広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部改正)

第一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則(昭和五十三年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「肢体不自由児施設若草園」を「若草園」に、「重症心身障害児施設若草療育園」を「若草療育園」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター使用規則の一部改正)

第二条 広島県立障害者療育支援センター使用規則(昭和五十八年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「広島県立障害者療育支援センター重症心身障害児施設わかば療育園」を「療育支援センターわかば療育園」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。